

**第6次 小諸市部落差別等
あらゆる差別をなくす総合計画**

(令和2年度～令和5年度)

小 諸 市

互いの人権を尊重するまちを目指して



小諸市では、平成8年に「小諸市部落差別等あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例」を制定し、平成11年度には、条例の目的達成のため、「小諸市部落差別等あらゆる差別をなくす総合計画」を策定しました。その後も、この計画の見直しを行いながら、同和問題（部落差別）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などの、あらゆる人権課題の解決に向けた取組を進めてまいりました。

このたび、小諸市総合計画「第11次基本計画」の策定に合わせて、「第6次小諸市部落差別等あらゆる差別をなくす総合計画」を策定しました。この計画は、平成29年に策定した前計画を継承しつつ、情勢の変化を反映させて、「第11次基本計画」の個別計画とするものです。

策定にあたっては、現状を把握するため、市民人権意識調査や実態調査、関係団体へのヒアリング等を行いました。これらの結果から伺えるのは、私たちの身の回りでの偏見や差別が、残念ながら、無くなっていないということです。

現在、世界中に蔓延している“新型コロナウイルス感染症”により、感染者や医療従事者等への誹謗中傷、偏見、差別が相次いでいます。また、インターネットによる情報手段を使っただけで、人権侵害も後をたちません。

国は、平成28年に「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消法」（人権三法）を施行しました。

憲法12条では、基本的人権は「不断の努力によって、これを保持しなければならない」としています。他者の気持ちを慮って、その権利を認めることができるのは、人間ならではの理性のなせる業です。そして、そのことを維持していくためには、国や地方公共団体はもちろん、一人ひとりのたゆみない努力が必要です。市では、本計画のもとに、「互いの人権を尊重するまち」を目指して、市民の皆様とともに、より一層の取組を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

おわりに、本計画の策定にあたり、慎重なご審議をいただきました小諸市部落差別等撤廃人権擁護審議会委員の皆様はじめ、各調査にご協力いただきました市民の皆様には、厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

小諸市長 小 泉 俊 博

第6次小諸市部落差別等あらゆる差別をなくす総合計画

目 次

第1章 基本的事項

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付けと期間	2
3	計画がめざす姿	2
4	計画の構成	2

第2章 様々な人権課題に対する現状と取り組み

1	同和問題に関する課題	3
2	女性に関する課題	7
3	子どもに関する課題	10
4	高齢者に関する課題	11
5	障がいのある人に関する課題	13
6	外国籍等の市民に関する課題	15
7	H I V感染者、ハンセン病患者・元患者等に関する課題	16
8	犯罪被害者に関する課題	17
9	インターネットによる人権侵害に関する課題	18
10	その他の人権に関する課題	20

第3章 人権同和教育の推進

1	行政及び地域における人権同和教育	21
2	就学前の人権同和教育	22
3	学校教育における人権同和教育	23
4	解放子ども会	25
5	企業における人権同和教育	25

第4章 人権センター（隣保館）における取り組み	27
-------------------------	----

第5章 計画の推進のために	28
---------------	----

【 資 料 】

小諸市部落差別等あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例	29
部落解放都市宣言に関する決議	30
日本国憲法（抜粋）	31
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	33
部落差別の解消の推進に関する法律	35
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）	37
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（抜粋）	38
小諸市部落差別等撤廃人権擁護審議会委員名簿	39

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

日本国憲法は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられないこと」「すべての国民は、個人として尊重されること」「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないこと」を定めています。

本市では、基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念にのっとり、市民の人権意識の高揚を図ることにより、一人ひとりの人権が尊重され、小諸市民憲章に謳われた「生きがい」「働きがい」「住みがい」のある小諸市を実現するため、平成7年に「小諸市部落差別等あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例」を制定しました。そして、条例に基づいて具体的な施策の推進を図るため、「小諸市部落差別等あらゆる差別をなくす総合計画」を策定し、以後4回にわたって見直しを行いながら、「互いの人権を尊重するまちづくり」に取り組んできました。

こうした中、平成30年度に行った「人権・同和問題に関する市民意識調査」（以下、「市民意識調査」という。）は、27.6%の人が「人権を侵害されたことがある」と回答し、このうち54.3%の人が、そのときに「黙って我慢した」としています。また、令和元年度から2年度に行った各種団体との聞き取り調査においても、様々な差別や偏見、不平等などの実態が語られました。

このように、差別のない、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けた切実な願いや、これまでの様々な取り組みにもかかわらず、依然として、部落問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、感染症、性の多様性等に対する差別や偏見などが存在し、人権侵害の事例が後を絶たないのが現実です。さらには、インターネット上において、匿名による書込みが可能なことを悪用し、個人の名誉やプライバシーを侵害する事例が増加するなど、社会環境の変化とともに、人権侵害の形態も複雑・多様化し、より深刻化しているといっても過言ではありません。

本市では、このような状況を踏まえ、小諸市総合計画「第11次基本計画」の策定に合わせ、「互いの人権を尊重するまちづくり」に引き続き取り組んでいくため、「第6次小諸市部落差別等あらゆる差別をなくす総合計画」を策定したものです。

2 計画の位置付けと期間

「小諸市部落差別等あらゆる差別をなくす総合計画」は、小諸市総合計画の個別計画として位置付けられるものです。

今回策定した「第6次小諸市部落差別等あらゆる差別をなくす総合計画」は、「第5次小諸市部落差別等あらゆる差別をなくす総合計画（計画期間：平成28年度～平成31年度の4年間）を継承しつつ、小諸市総合計画「第11次基本計画」（計画期間：令和2年度～令和5年度）と同様に、令和2年度～令和5年度の4年間とします。なお、この計画は、計画期間内においても、社会情勢の変化など必要に応じて、見直しを行うものとします。

3 計画がめざす姿

「互いの人権を尊重するまち」

すべての市民が、個人として尊重され、明るく、健やかに、そして、いきいきと暮らすためには、一人ひとりの人権意識が高まり、「互いの人権を尊重すること」が、特別なことではなく、ごく当たり前のこととして、一人ひとりの心の中にしっかりと根付くことが必要です。

このような、「互いの人権を尊重するまち」をめざして、諸施策に取り組んでいきます。

4 計画の構成

- (1) 「第1章」では、「基本的事項」として、計画策定の趣旨、計画の位置付けと期間、計画がめざす姿、計画の構成について記述しました。
- (2) 「第2章」では、「様々な人権課題」について、現状と課題、取り組みの方向、それに基づく具体的な事業例を記述しました。
- (3) 「第3章」では、様々な場における「人権同和教育の推進」について、現状と課題、取り組みの方向、それに基づく具体的な事業例を記述しました。
- (4) 「第4章」では、人権啓発等の拠点施設である「人権センター」について、現状と課題、取り組みの方向、それに基づく具体的な事業例を記述しました。
- (5) 「第5章」では、計画推進にあたっての一体的な取り組み、関係機関等との連携、取り組みについての定期的な評価などについて記述しました。

第2章 様々な人権課題に対する現状と取り組み

人権課題は、極めて多岐にわたっており、国では、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年策定、平成23年変更）において、また、長野県においては平成22年に人権政策推進基本方針として主な人権課題を掲げています。

本計画では、国及び県の人権課題を踏まえ、本市の実情に即して、10項目に整理し、「現状と課題」を明らかにした上で、「取り組みの方向」及びそれに基づく具体的な「事業例」を記述しました。

1 同和問題に関する課題

〔現状と課題〕

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強いられ、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題です。

国においては、昭和40年に、同和対策審議会から「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とする答申がなされ、これを踏まえ、昭和44年に、具体的な施策の展開を図る「同和対策事業特別措置法」が施行されました。以降、「地域改善対策特別措置法」等により、平成14年3月まで格差を解消するための様々な事業が行われてきました。しかしながら、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じているとの認識から、平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下、「部落差別解消推進法」という。）が施行されました。

本市では、「同和対策事業特別措置法」等を受け、同和問題の解決を市の重要課題と位置付けて、県及び関係団体と協力しながら各種の事業に取り組んできました。この結果、同和地区に関する生活環境や経済環境、福祉の面では一定の向上が図られました。

また、平成14年に特別措置法が失効した後も、教育と啓発を中心に各種の施策を推進してきました。しかし、本市においても、依然として差別は解消されていないのが実態です。

平成30年に同和地区を対象に実施した「生活実態調査」では、138人が「自ら又は家族、親族が差別を受けた」と回答しており、そのうち10人が「5年以内に差別を受け

た、あるいは差別に出会った」と回答しています。また、最後の壁ともいわれる結婚差別については、無作為抽出で行った「市民意識調査」においては、家族や親戚に同和地区の人との結婚について「結婚を認めない」とする人が1.7%、「反対するが本人の意思が強ければ結婚を認める」が20.7%で、否定的な前提に立っている人が2割以上あり、差別意識の解消には至っていないことが調査からうかがえます。

平成28年には、差別を助長する目的で、全国の被差別部落の所在地などを記載した書籍を、インターネットを使って販売しようとした出版社に対し、横浜地方裁判所が出版と販売の禁止を命じる仮処分を決定し、現在も裁判が継続しているところです。

インターネット上では、偏見や誤解に基づいた記事や書込みが多く見られます。中には、地名や姓を特定し、明らかに差別を助長するものもみられ、関係団体からの危惧する声が上がリ、インターネットを利用した人権侵害が重大な問題となっています。

こうしたことから、同和問題について、全ての人が歴史的経緯を正しく理解し、人権が尊重されるよう、教育と啓発を続ける必要があります。

〔取り組みの方向〕

部落差別の完全撤廃に向け、同和問題の歴史的経緯を正しく理解するとともに、差別の現状について認識を深めるため、家庭、学校、地域、企業等で人権同和教育と啓発活動を推進します。

平成28年に新たに制定された部落差別解消推進法の中で明示されている

- ①「現在もなお部落差別が存在すること」
- ②「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていること」
- ③「相談体制の充実」
- ④「地域の実情に応じた地方公共団体の施策」

を踏まえ、地方公共団体の責務として、部落差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進します。また、差別事象の発生に対しては、関係機関・関係団体と連携し、問題解決に取り組めます。

(1) 学習・啓発活動の実施

同和問題の歴史的経緯を正しく理解するとともに、差別の現状について認識を深めるため、地域、学校、PTA、企業等で同和教育と啓発活動を推進します。

① 地域の取り組み

区や公民館等で「各区人権懇談会」「人権同和教育研修講座」を開催し、学習・啓発活動に取り組めます。

② 学校教育の取り組み

児童・生徒が、同和問題の歴史的経緯など同和問題を正しく理解できるよう、各学校において人権同和学習計画を定め、学習に取り組みます。また、PTAにおいても研修会等での取り組みを行います。

③ 教職員の取り組み

同和教育に関する教職員の資質向上とスキルアップのため、同和問題に特化した研修会を実施します。

④ 企業の取り組み

市内の企業で構成する、「企業内人権同和教育推進連絡協議会」において、同和問題や“えせ同和行為”に関する啓発や研修を行います。

⑤ 市職員の取り組み

市職員人権同和教育研修や各区人権懇談会への参加を通じ、同和問題は、本市の行政にとって極めて重要な取り組み課題であるという認識を持つとともに、歴史的経緯やこれまでの取り組みについて理解を深め、常に人権尊重の視点をもって仕事をしていくことのできる職員の育成を図ります。また、人権侵害につながる身元調査や問合せ等に対し、的確な対応ができるよう、職員の人権意識・人権感覚の向上を図ります。

(2) 相談体制の充実

① 職員相談体制の配置

部落差別に関する相談体制の充実を図るため、職員においては同和問題・同和教育についての積極的な研修等により、スキルアップを図ります。また、人権センターにおいては、「隣保館設置要綱」（平成14年厚生労働省通知）による指導職員を配置し、日常における相談体制を進めます。

② 関係機関、関係団体等との連携

法務省から委嘱された人権擁護委員による「特設相談所」の開設や他の行政機関、教育機関との相談体制の連携を図ります。また、同和問題の解決をめざして積極的な運動を展開している団体を支援するとともに、団体と連携して相談体制の充実に取り組みます。

(3) インターネットによる部落差別を助長する問題に対する取り組み

近年、インターネットにより部落差別を助長する誹謗中傷や開示について、全国的に大きな問題となっています。本市においても他の行政機関との連携を図りながら、問題解決に向けて取り組みます。

(4) 差別事象への対応

差別事象が発生した場合は、迅速・的確に事実関係を把握するとともに、個人情報の保護に配慮しながら、関係機関等と情報を共有し、運動団体、法務局、人権擁護委員などと連携して、必要な対策を行います。

差別事象に関する対応マニュアル等を活用するとともに、差別事象の分析、内容に即した啓発の実施などを通じ、再発防止を図ります。また、その成果をその後の人権同和教育に生かします。

(5) 一般対策事業による取り組み

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効後の各種事業については、今後も一般対策事業により取り組みます。

一般対策事業の主な内容について、保健福祉関係では、健康づくり推進のための教室や相談業務等を行うとともに、疾病予防や疾病の早期発見・早期治療のため、自らが各種健康診断を積極的に受診できるよう保健推進員等を通じた啓発活動を行います。障がい者や高齢者が自立した社会生活や日常生活を営めるように、相談支援体制や福祉サービス等の充実を図ります。

生活環境整備では、緊急性や継続性を踏まえ、計画的・効率的な市道の道路改良、舗装改良、維持管理を行うとともに、老朽化した水道施設の更新などを図ります。

産業において、夢の持てる農業の実現に向け、営農支援センターを核に関係機関と連携し、担い手確保・育成、地産地消システムの確立などを進めます。また、起業の支援・中小企業者の経営安定のため、各種助成制度の充実を図り、生活基盤となる雇用の場を確保するため、企業の新規誘致及び既存企業の支援を行います。さらに、関係機関と連携し、就業機会を確保するための取り組みや、勤労者の技術・能力の向上を支援する取り組みを進めます。

【事業例】

- ・各区人権懇談会、公民館人権同和教育研修講座等の実施
- ・小中学校同和教育統一単元の実施
- ・新任転任教職員研修、教職員アンケートの実施
- ・教職員現地研修（フィールドワーク）の実施
- ・企業内人権同和教育推進連絡協議会での研修・啓発の実施
- ・市職員研修の実施
- ・運動団体への支援
- ・集会所活動の支援

- ・ 関係機関との相談体制の連携
- ・ インターネット対応に係る関係機関との連携
- ・ 実態調査の実施による現状把握
- ・ 人権センターにおける各種事業及び相談事業
- ・ 人権同和教育推進のための各種事業

2 女性に関する課題

〔現状と課題〕

女性の人権問題については、国連が昭和54年に「女性差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）」を採択し、女性の権利を包括的に保障するとともに、女性の地位向上をめざした活動を展開しています。

国内においては、一人ひとりが、性別にかかわらず、個人として尊重され、自らの個性と能力を発揮することのできる社会をめざして、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。また、雇用の面では、「雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」が、女性への暴力防止に向けては「ストーカー行為等の規制等に関する法律」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」等が、それぞれ制定されています。さらに、平成27年には、「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」、平成30年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、女性の職業生活や政治分野における活躍を推進するための取り組みが進められています。

本市では、昭和63年に「小諸市婦人行動計画」を策定し、平成5年度からは「小諸市男女共同参画計画（男女共同参画こもろプラン）」として定期的に見直しをしながら各種施策を展開してきました。また、平成18年には、性別にとらわれず一人ひとりがいきいきと輝いて暮らすことができる小諸市の実現をめざして、男女共同参画の推進に関する基本理念などを定めた「小諸市男女共同参画推進条例」を制定しました。これらの結果、審議会等への女性の参画率の向上や子育て支援体制の充実など、一定の成果をあげてきました。

しかし、審議会等への参画率は、全体的には向上が図られてはいますが、男女比に極端な片寄りがあるものもあります。区長については、令和2年4月1日現在、68区の中で女性はわずか3人という状況です。女性団体との聞き取り調査でも、「地域も男性社会。会長は男性。副は女性。職場で食事会をしたとき、ものを頼むとき、男性ではな

く女性に頼む。女性はおかしいと思ってもやってしまう。男性は男性に頼まない。世の中は、男性優位。社会が男性優位。」といった声が出されており、男女の役割について固定的な考え方を変えていく必要があります。また、職業生活においても、「採用や出産・育児休暇後の扱いに不利な実態があり、働きにくさを感じている」との声が多くあり、不十分な状況があることがうかがえます。企業においては、制度面での充実を図るとともに、共に働く男性を含めた従業員の理解や配慮を促進することが必要です。

〔取り組みの方向〕

男女の違いを正しく認め合った上で、互いに尊敬し合い、一人ひとりが社会のあらゆる分野で、希望に沿って、個性と能力を発揮できる社会をめざし、ジェンダー平等^{*}を推進します。職場においては、男女の平等をめざすとともに、セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント^{*}などの防止について、企業等と連携しながら啓発活動に取り組みます。また、地域においては、男女の役割等についての固定的な考え方を払拭し、女性の活躍の場が広がるよう、啓発活動に取り組みます。

このほか、家庭でのDV^{*}被害、若者を中心としたデートDV^{*}について、男女間のあらゆる暴力の根絶に取り組みます。

※ジェンダー平等

社会的、文化的につくられた性差（ジェンダー）で、女性はこうあるべき、男性はこうあるべき、女性だから、男性だから・・・という固定的な観念をなくして、男女平等をめざすこと。

※マタニティハラスメント

妊娠、出産、子育てなどをおして、嫌がらせや不利益な扱いをうけること。

※DV（ドメスティックバイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にあった者から振るわれる暴力のこと。

※デートDV

交際中の男女間でおこる暴力（身体、言葉、態度など）のこと。

（１）人権尊重と男女共同参画意識の向上

人権尊重とともに、男女共同参画についての理解を深め、意識の向上を図るため、広報啓発活動を行うとともに、地域等における学習機会の提供、学校や企業における教育、啓発の推進などに取り組みます。

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図るため、市民及び企業等に必要な情報を提供します。

働く保護者の多様な就業形態に合った保育への対応、児童クラブ、子どもセンター、児童館、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンターの充実等、子育てのための支援を行います。

家庭介護者への支援や介護予防事業等の充実により、男性も女性も仕事と家庭生活が両立できるような環境整備を進めます。

※ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態をいう。

(3) 働く場における男女共同参画、ハラスメント防止の推進

企業等に対し、企業内人権同和教育推進連絡協議会、人権擁護委員、関係機関などと連携して啓発を行うとともに、女性の再就職についての情報提供や就職活動支援を行います。

また、セクシャルハラスメントやマタニティハラスメントなどの防止について、啓発や相談を行います。

(4) 政策決定等への女性参画の推進

各種審議会等への女性の登用を進め、女性ゼロの審議会等をなくすとともに、参画率の向上を図ります。

誰もが参加できる広聴活動を行い、市政への女性の参画を推進します。

地域における女性の参画を進めるため、区へ働きかけを行うとともに、学習会や懇談会を通じて、意識改革に努めます。

(5) 男女間のあらゆる暴力の根絶

男女間のいかなる暴力も、犯罪行為を含む重大な人権侵害であることを周知・啓発するとともに、相談対応と被害者への支援体制の充実を図ります。

【事業例】

- ・男女共同参画事業の推進
- ・各区人権懇談会の実施
- ・企業内人権同和教育推進連絡協議会での研修、情報提供の実施
- ・人権センターにおける女性相談対応や関係機関、庁内関係部署との連携
- ・人権同和教育の推進のための各種事業

3 子どもに関する課題

〔現状と課題〕

子どもの人権は、国連において「児童の権利に関する条約^{*}」が制定されるなど、国際的に重要な課題となっています。

日本においても、日本国憲法をはじめ、児童福祉法や教育基本法などに基本原理及び理念が示され、人権の尊重と心身の福祉の増進などが求められています。

こうした中であって、社会状況の変化等を背景に、児童虐待やいじめなどが深刻な問題となっています。平成25年に学校でのいじめ防止を目的とした、「いじめ防止対策推進法」が施行され、また親の体罰を禁止するため、「児童虐待の防止等に関する法律」が令和元年に改正されました。

平成30年度の「市民意識調査」では、「特に関心のある人権問題」について最も高かったのは「インターネットによる人権侵害」で18.3%、次が「子どもに関する問題」で18.2%という結果でした。

また、児童虐待について、令和元年中に全国の警察が児童相談所に通告した18歳未満の子どもは9万7,842人で、過去5年間で2.6倍になり、小諸市及び管内児童相談所への令和元年度の児童虐待相談件数は91件あり、前年度より18件増加しました。

また、子どもを性被害から守るための取り組みを総合的に推進することにより、子どもの尊厳を保持し、子どもの健やかな成長を支援するため、平成28年「長野県子どもを性被害から守るための条例」が施行になりました。

このような状況を踏まえ、大人たちは、大人が子どもに与える影響の大きさをあらためて認識し、子どもたち一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくために、自らの責任を果たしていく必要があります。

※児童の権利に関する条約

平成元（1989）年に国連によって採択された児童（18歳未満の者）の権利に関する条約で、日本は平成6（1994）年に批准した。従来、子どもは保護・養育の対象としてみられてきたが、この条約において子どもは「人格を持つ一人の人間」として認めなければならないという精神で貫かれている。

〔取り組みの方向〕

「児童の権利に関する条約」の理念と精神にのっとり、基本的人権を有する一人の人間として、すべての子どもたちが尊重される地域づくりに取り組みます。

（1）学習・啓発活動の実施

子どもの人権についての学習・啓発活動を、地域において人権懇談会や人権同和教育研修講座等を通じて行います。

学校においては、いじめの防止などに対する取り組み等を通じて、子どもたちの人権意識を高めます。

(2) 家庭に対する取り組み

保護者が、家庭が子どもに与える影響の大きさを認識し、子どもたち一人ひとりの人格を尊重し、自らの責任を果たすよう、啓発活動を進めます。

(3) 相談体制の充実と虐待やいじめ等への対応

虐待やいじめなどの人権侵害について、子どもも保護者も安心して相談ができ、子どもたちの人権が守られるよう、法務局の「子どもの人権 SOS ミニレター」の取り組みや学校、教育支援センター、人権センター等の相談体制の充実を図ります。

虐待やいじめなどの人権侵害事案が発生した場合は、学校、児童相談所等の関係機関と連携し、支援にあたります。

【事業例】

- ・各区人権懇談会、公民館人権同和教育研修講座等の実施
- ・要保護児童対策地域協議会
- ・家庭児童相談員の設置
- ・関係機関との連携による相談対応
- ・人権同和教育の推進のための各種事業
- ・人権センターにおける各種事業

4 高齢者に関する課題

〔現状と課題〕

本市の高齢化率（人口に占める65歳以上の人の割合）は、令和2年4月1日現在32.2%で、今後もさらに上昇していくものと予想されます。

介護保険制度が導入されて以降、介護は、社会全体で担い支え合うものとされ、介護サービスを利用しながら地域で生活する高齢者が増えてきています。

こうした中で、高齢者の権利擁護の問題や要介護高齢者に対する虐待、高齢者の孤独死など、高齢者に対する人権問題が顕在化しています。このため、平成18年度に「高齢者虐待防止法」が施行され、市町村が通報窓口になるとともに、被虐待高齢者

の保護及び養護者への支援、虐待を防止するネットワークづくり、また、高齢化の進行に伴う認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に対する制度の充実が求められています。

本市では、「第9期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」により事業を推進していますが、介護を必要とする高齢者の疾病等を理解し、「老い」に対する偏見をなくすとともに、一人ひとりが高齢者の人権について認識を深め、高齢者が生きがいをもって生活し、その豊かな知識や経験が次代を担う人々に引き継がれていくような地域づくりが必要です。

〔取り組みの方向〕

一人ひとりが高齢者の人権についての認識を深め、「老い」による生活上の困難があっても、住み慣れた地域、住み慣れた環境のもとで、互いに支え合い、いつまでも自分らしく生活ができるような地域づくりに取り組みます。

（1）学習・啓発活動の実施

高齢者の人権についての学習・啓発活動を、各区人権懇談会や公民館人権同和教育研修講座等を通じて行います。

（2）高齢者の社会参加と支え合う地域づくりの推進

高齢者が生きがいをもって生活し、その豊かな知識や経験が活かされるよう、ボランティア活動などができる場づくりに取り組みます。

民生委員や区役員と連携・協力し、互いに支え合う地域づくりに取り組みます。

一人ひとりが、認知症を正しく理解し、認知症の高齢者やその家族を温かく見守る地域づくりに取り組みます。

（3）高齢者に対する感謝・敬愛の念の醸成

地域の中で、高齢者の豊かな知識や経験が活かされ、それらを継承できる場を設けることなどを通じ、高齢者に対する感謝・敬愛の念の醸成を図るとともに、「老い」に対してプラスのイメージをもつことができるよう、交流事業などに取り組みます。

（4）相談体制の充実

高齢者への虐待の防止などについて、関係機関と連携・協力して対応するとともに、高齢者とその家族が抱える問題等について安心して相談できる体制の充実を図ります。

【事業例】

- ・ 地域包括支援センター等による相談対応
- ・ 認知症サポーター養成事業
- ・ 各区人権懇談会など人権同和教育推進のための各種事業
- ・ 園児、児童・生徒による地域や老人福祉施設での交流事業
- ・ 人権センターにおける各種事業

5 障がいのある人に関する課題

〔現状と課題〕

わが国の障がいのある人に対する福祉政策は、平成18年の「障害者自立支援法」の施行を機に、「施設から在宅へ」とその中心を移すとともに、「自己決定・自己選択の尊重」を柱に進められてきています。

差別に関しては、平成28年に、不当な差別的扱いの禁止と合理的配慮の提供を定めた「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が施行されました。雇用に関しても、平成25年に改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律」が、平成28年に施行となりました。これにより、障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられるとともに、平成30年度からは雇用率の算定に精神障がい者の数が加えられることになり、企業等における障がい者の雇用がより一層促進されることが期待されています。

このように、法制度は一定の整備が進みましたが、これらがめざす「障がいのある人もない人も、お互いに個性を尊重しながら、いきいきと暮らせる地域社会」を実現するには、すべての主体のたゆみない努力が求められます。

平成30年度の「市民意識調査」では、「あなたの意識の中に差別や偏見がありますか」という問いに対し、「障がいのある人に対して」と回答した人が14.2%あり、「思想・信条に対して」に次いで2番目の高さでした。また、障がいのある人の現状についての問いでは、「就労の面で不十分な実態があると思う」と回答した人が46.7%で、医療福祉の42.6%や、結婚の39.1%などと比べて高い割合となっています。

障がい者団体との聞き取り調査においても、地域や学校、企業との関わりが大切であるという意見が多く出され、障がいに対する周囲の理解や配慮についての取り組みがまだまだ不十分であると考えます。

〔取り組みの方向〕

障がいの特性について正しく理解し、障がいのある人もない人も、社会の一員として「居場所と出番」を見出すことのできる地域づくりに取り組みます。

（１）学習・啓発活動の実施と交流の促進

障がいについて正しく理解するための学習・啓発活動を、各区人権懇談会をはじめ、学校教育及び社会教育等を通じて行います。

障害者支援事業所等の情報を、地域や学校などに広く提供し、互いの理解の促進を図ります。

（２）交流の促進

障がいのある人やその家族等による団体が行う地域での交流活動や相互理解につながる活動等を支援します。

（３）相談体制の充実

障がいのある人やその家族が抱える問題について、安心して相談ができるよう、佐久広域連合障害者相談支援センターや小諸市地域活動支援センターなどの関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

（４）障がいに対する企業の理解の促進

企業内人権同和教育推進連絡協議会や商工会議所などと連携し、障がいに対する理解を促進するための啓発活動等に取り組みます。

（５）障害者差別解消法に基づく合理的配慮等の促進

障害者差別解消法では、事業主に対し、障がいに配慮した施設の整備や援助を行う人の配置などの「合理的配慮」の提供を義務付けています。企業内人権同和教育推進連絡協議会や商工会議所などと連携し、障害者差別解消法に基づく合理的配慮等を促進するための啓発活動等に取り組みます。

【事業例】

- ・ 当事者団体等への支援
- ・ 佐久広域連合成年後見支援センターの共同設置
- ・ 佐久圏域障害者自立支援協議会による相談支援体制の構築
- ・ 佐久広域連合障害者相談支援センターの共同設置
- ・ 地域活動支援センターの設置
- ・ 市の職員対応要領の策定による合理的配慮等の促進
- ・ 地域や学校等での交流事業

- ・人権同和教育の推進のための各種事業
- ・人権センターにおける各種事業

6 外国籍等の市民に関する課題

〔現状と課題〕

わが国では、平成18年に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、地域社会の構成員として共に生きていく地域づくりを推進しています。

平成24年には、「外国人登録制度」が廃止され、外国籍市民に対して基礎的行政サービスを提供する基盤をつくるため、一定の在留資格のある外国籍市民について、日本人と同様に住民票が作成されることとなりました。また、平成28年には「ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）」が施行され、国及び地方公共団体の責務が明記されました。

本市には、令和2年4月1日現在で、852人の外国籍市民が暮らしています。今後も増えていくことが予想され、これらの人々は、言語、宗教、習慣の違いなどから、人権が十分に尊重されているとはいえない状況であり、外国籍を理由に職場での不利益な扱いや地域での疎外感の解消を図る必要があります。

〔取り組みの方向〕

外国籍の市民も日本国籍の市民も、同じ地域の構成員として共に尊重し、助け合い、安心して暮らすことのできる多文化共生の地域づくりに取り組みます。

（1）学習・啓発活動の実施

人権懇談会や公民館の講座、広報紙などを通じて、学習・啓発活動を進めます。

（2）交流の促進

支援団体等と連携し、外国籍等の市民との交流の場をつくります。

（3）相談体制の充実

母語による通訳が可能な相談員を配置し、外国籍等の市民とその家族が生活情報を入手したり、地域生活で生ずる様々な問題等について、安心して相談ができる体制の充実を図ります。

（4）コミュニケーションの支援

外国籍等の市民が日常生活に必要な日本語を学ぶ教室を開催するとともに、外国籍等の市民の日本語学習を支援するセミナーを行います。

【事業例】

- ・外国籍等市民くらしの相談員による相談、通訳対応
- ・日本語教室の開催
- ・日本語学習支援セミナーの開催
- ・学校での教育相談支援
- ・国、県等の関係機関による情報共有、情報提供
- ・人権同和教育推進のための各種事業

7 HIV感染者、ハンセン病患者・元患者等に関する課題

〔現状と課題〕

HIV*やハンセン病*などの感染症に対する不正確な知識や思い込みなどにより、偏見や差別意識が生まれ、感染症患者のほか、元患者や家族等に関する様々な人権問題が生じています。

HIV感染症は、感染経路が特定でき、感染力も強くないため、正しい知識に基づいて通常の生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はありません。また、発病を遅らせたり、症状を緩和させることが、医学の進歩により可能になってきています。

ハンセン病は、病原性の極めて弱いらい菌による感染症であり、治療方法が確立されている現在では、早期発見と早期治療により短期間で治癒できる病気であり、遺伝病ではないことが明らかになっています。

また、世界中に蔓延している新型コロナウイルス感染症に対して、感染者やその対応にあたっている医療従事者やその家族等への偏見や差別が起きています。

一人ひとりが、HIVやハンセン病、その他の感染症や難病などについて正しく理解し、誤解や偏見をなくし、患者や元患者、その家族等の人権が尊重される地域づくりを進める必要があります。

※HIV（ヒト免疫不全ウイルス）

人の免疫細胞に感染し、免疫細胞を破壊して、エイズ（AIDS：後天性免疫不全症候群）を発症させるウイルスである。

※ハンセン病

「らい菌」による感染症で、遺伝はしない。かつては「らい病」と呼ばれていたが、現在はらい菌の発見者であるハンセン医師の名前をとって「ハンセン病」と呼ばれている。らい菌の病

原性は弱く、たとえ感染しても発病することはまれである。有効な治療薬により、早めに治療すれば、障がいを残さずに治る。また、回復された人に接触しても感染することはない。

〔取り組みの方向〕

H I Vやハンセン病をはじめ、感染症や難病などについて、誤解や偏見、差別意識を無くし、患者や元患者、その家族等の人権が尊重される地域づくりに取り組みます。

(1) 学習・啓発活動の実施

関係機関等と連携し、H I Vやハンセン病をはじめ、感染症や難病などに対する理解を深め、誤解や偏見などをなくすための学習・啓発活動を行います。

(2) 相談体制の充実

関係機関等と連携し、様々な問題等について、安心して相談ができる体制の充実に努めます。

【事業例】

- ・ 小中学校や成人式等でのH I V・エイズ*に関する学習や啓発の取り組み
- ・ 人権同和教育の推進のための各種事業
- ・ 人権センターにおける啓発事業等の各種事業

※エイズ（A I D S：後天性免疫不全症候群）

H I V（ヒト免疫不全ウイルス）感染によって生じ、適切な治療が施されないと重篤な全身性免疫不全により日和見感染症や悪性腫瘍を引き起こす状態をいう。エイズは、H I Vによって引き起こされる病気の総称である。

8 犯罪被害者に関する課題

〔現状と課題〕

誰もが犯罪被害者となる可能性があることを踏まえ、近年、犯罪被害者やその家族等が置かれる厳しい社会的状況や心理的状況に対する関心が高まっています。

国では、平成16年に「犯罪被害者等基本法」を制定するとともに、これに基づく「犯罪被害者基本計画」により、犯罪被害者等の権利利益の保護を図っています。

長野県では、警察本部への相談窓口の設置、N P O法人長野犯罪被害者支援センターの開設などが行われています。

本市においても、平成24年に「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けたN P O法人長野犯罪被害者支援センターへの支援や、パンフレットによる啓発などに取り

組んでいます。

犯罪被害者やその家族等は、生命や身体、財産上の直接的な被害だけでなく、被害を受けたことによる精神的なショック、周囲のうわさ話、報道機関の過度の取材等による苦痛といった二次的な被害も受けています。また、その状況から、自ら被害を訴えることが困難なこともあり、犯罪被害者やその家族等の立場に立って人権を守っていく取り組みが必要です。

〔取り組みの方向〕

犯罪被害者やその家族等が置かれている厳しい状況を理解し、その立場に立って犯罪被害者等の人権を守っていく取り組みを推進します。

（１）学習・啓発活動の実施

関係機関等と連携し、犯罪被害者やその家族等に対する理解を深め、人権を守る対応ができるよう、学習・啓発活動を行います。

（２）相談体制の充実

関係機関等と連携し、様々な問題等について、安心して相談ができる体制の充実に努めます。

【事業例】

- ・ 犯罪被害者支援団体であるNPO法人長野犯罪被害者支援センターへの支援、協力
- ・ 啓発資料の配布等
- ・ 人権同和教育の推進のための各種事業
- ・ 人権センターにおける各種事業

9 インターネットによる人権侵害に関する課題

〔現状と課題〕

インターネットは、情報の入手や発信が容易であり、利用者にとっては非常に便利なツールですが、発信者に匿名性があることや情報の拡散性が高いことなどから、利用の仕方によっては重大な人権侵害を引き起こす可能性があります。インターネット上には、他人への誹謗や中傷、侮蔑、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書込みなど、人権やプライバシーの侵害につながる

膨大な情報が流れています。また、それらの情報は、画像なども含めて、回収することは不可能と言ってもよく、被害者は将来にわたって長く苦しむことになってしまいます。

インターネット上で発生する人権侵害に対して、迅速に対応することを目的として、平成14年に「プロバイダ責任制限法^{*}」が施行されましたが、インターネット上での人権侵害は後を絶ちません。

平成30年度の「市民意識調査」では、「特に関心のある人権問題」として「インターネットによる人権侵害」を上げた人が18.3%と平成27年度の調査と同様に最も多い結果でした。

このような状況を踏まえ、インターネットによるプライバシーの侵害や名誉棄損などの人権侵害が起きないように、利用する上でのモラルや責任についての教育や啓発を推進する必要があります。

※プロバイダ責任制限法

インターネット上でプライバシーや著作権の侵害があったときに、プロバイダ（インターネット接続業者）が負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律で、平成14年に施行された。正式名称は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」という。

〔取り組みの方向〕

インターネットによるプライバシーの侵害や名誉棄損などの人権侵害が起きないように、利用する上でのモラルや責任についての教育や啓発活動に取り組むとともに、相談体制の充実に取り組みます。

（1）学習・啓発活動の実施

インターネットのほか、携帯電話などを正しく利用するため、学校におけるメディアリテラシー^{*}教育を推進します。

家庭、地域、企業などに対する啓発活動を行います。

※メディアリテラシー

インターネットなどの情報を正しく理解し、見極め、発信する能力。

（2）相談体制の充実

法務局等の関係機関を連携し、様々な問題等について、安心して相談ができる体制の充実を図ります。

【事業例】

- ・ 人権同和教育推進のための各種事業
- ・ 関係機関との情報共有及び連携
- ・ 人権センターにおける各種事業

10 その他の人権に関する課題

〔現状と課題〕

その他の様々な人権に関する課題について、理解を促進し、適切な対応ができるよう、関係機関等と連携し、啓発活動に取り組みます。

(1) 多様な性のあり方

LGBT (エル・ジー・ビー・ティ) *という言葉に表されるように、同性愛者や「身体の性」と「心の性」の食い違いに悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされ、苦しんでいる人々がいます。こうした、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要です。多様な性のあり方についての啓発活動に取り組みます。

※LGBT

L：女性の同性愛者（レズビアン）

G：男性の同性愛者（ゲイ）

B：両性愛者（バイセクシャル）

T：こころの性とからだの性との不一致（トランスジェンダー）

(2) その他の人権

刑を終えて出所した人々、アイヌの人々の問題、北朝鮮当局による拉致問題等、ホームレスの人々に対する暴力、東日本大震災に伴う原子力発電所事故に起因した風評被害など、それぞれの問題に対する理解を図るため、啓発活動に取り組みます。

【事業例】

- ・ 関係機関からの情報提供による啓発
- ・ 人権同和教育の推進のための各種事業
- ・ 人権センターにおける各種事業

第3章 人権同和教育の推進

1 行政及び地域における人権同和教育

〔現状と課題〕

人権同和教育を推進するため、国では、平成12年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、平成14年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、その推進を図っています。

長野県では、平成15年に「長野県人権教育・啓発推進指針」を策定し、平成22年には、これに代わるものとして「長野県人権政策推進基本方針」を策定しました。これらにより、人権政策の基本的な考え方や方向性を示し、取り組みを進めています。

本市では、昭和48年に「小諸市人権同和教育の基本方針」を策定（平成11年改定）し、これに基づいて、同和問題を中心に据えながら、様々な人権問題について、教育・啓発活動を推進してきました。

しかし、地域が主体になり、各区や公民館分館で開催することとしている「人権懇談会」は、開催されていない区があり、開催しても参加者数が少ないなどの課題を抱えています。平成30年度の「市民意識調査」では、「人権同和教育の学習会に参加したことがない」と回答した人が78.5%もあり、前回調査である平成27年の76.2%よりも増加しています。

本計画の「第2章」で述べたとおり、女性や障がいのある人の職業上での社会参加が進む一方で、家庭や地域には、男女の役割を固定化する考え方や障がいに対する否定的な意識が残っていることがうかがえました。

このため、引き続き、地域における人権同和教育を積極的に進める必要があります。

〔取り組みの方向〕

（1）推進体制の充実

市民一人ひとりが、人権同和問題を正しく理解し、解決にあたることができることをめざして、人権同和教育を推進する重要な主体となる人権同和教育推進委員会の充実を図ります。

（2）地域における人権同和教育の推進

地域において、人権に関する学習を進め、人権感覚を醸成するため、区や公民館分館による各区人権懇談会や、地域の実情に応じた学習会を積極的に推進します。

(3) 公民館による人権同和教育の推進

小諸市公民館において、人権同和教育の講座等を開催します。

(4) 学習教材の整備と活用

人権同和教育を効果的に行うため、視聴覚教材など各種教材の充実を図り、積極的に活用します。

(5) 啓発・広報活動の充実

広報紙への記事掲載や回覧物の配布、市民集会の開催など、各種の啓発事業を行います。

国、県及び人権に関する団体等と連携しながら、様々な人権課題に関する啓発活動を推進します。

【事業例】

- ・ 人権同和教育推進委員会の設置・運営
- ・ 公民館人権同和教育研修講座の実施
- ・ 集会所活動の支援
- ・ 各区人権懇談会の実施
- ・ 人権を考える市民集会（人権フォーラム）の実施
- ・ 男女共同参画社会づくりに係る各種事業

2 就学前の人権同和教育

〔現状と課題〕

乳幼児期は、遊びを中心とした友だちとの関わり合いの中で、他者の存在に気付き、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期です。また、子どもたちの人権感覚を育む上では、子どもたちと関わる保護者をはじめとする周囲の大人たちの人権感覚・人権意識が重要になります。

しかし、近年、少子化や核家族化の進行や人間関係の稀薄化などとともに、人権感覚・人権意識の基礎を養う機会が薄れつつあることが懸念されます。

〔取り組みの方向〕

(1) 人権感覚を育む保育・教育の推進

幼稚園・保育園において、年間計画を立て、人権感覚を育む保育・教育に取り組みます。

(2) 教職員等研修の実施

人権同和教育を推進するため、教職員・保育士の研修を行うとともに、課題の共有と研究を行います。

(3) 学校や地域との交流、連携

幼稚園・保育園において、学校との連携や、地域の行事へ参加しての世代間交流、福祉施設への訪問などを通じて、人権感覚を育む保育・教育に取り組みます。

(4) 家庭への啓発

家庭教育の重要性を踏まえ、家庭への人権啓発活動を推進します。

【事業例】

- ・ 幼保小中養高人権同和教育研究委員会の運営
- ・ 新任転任教職員研修会の実施
- ・ 教職員現地研修（フィールドワーク）の実施
- ・ 園児による、地域や老人福祉施設での世代間交流

3 学校教育における人権同和教育

〔現状と課題〕

本市では、平成18年度から3年間、文部科学省の「人権教育総合推進事業地域事業」の指定を受けて事業に取り組み、それ以降も、「連携」をキーワードに、様々な人権課題の当事者の「顔がみえる人権教育」を進めてきました。

また、幼稚園、保育園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校が、一貫して、共通した考え方のもとに人権同和教育を進めていくため、共同して研究や事業の推進を図ってきました。

市民意識調査では、小中学校での人権同和教育について「ぜひともするべきである」と回答した人は全世代で39.6%を占め、20歳代が64.5%と一番高く、年代が若い程高い傾向でした。

今、学校教育では、インターネットによる情報通信技術を利用したICT教育を行っています。子どもたちは、日常、容易にインターネットを利用できる環境にあり、そ

の利用の仕方によっては、深刻な人権侵害の被害者にも加害者にもなりかねない日々を過ごしています。社会環境の変化とともに、人間関係が希薄化し、価値観が多様化している中で、いじめや虐待、自殺などが大きな社会問題となっています。

このような状況を踏まえ、児童・生徒一人ひとりがその発達段階に応じ、人権の意義や内容、その重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それが具体的な態度や行動に現れるような人権同和教育を進めることが必要です。

〔取り組みの方向〕

（１）人権同和教育の推進

学校ごとに、人権同和学習計画を立て、人権同和教育の推進を図ります。

（２）教職員研修の実施

人権同和教育を推進するため、教職員の研修を行うとともに、課題の共有と研究を行います。

（３）異種校間等の連携

幼稚園、保育園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校が連携し、調査研究や研修等を行います。

学校、PTA、地域が連携し、研修会等を行います。

（４）一貫した同和教育

副読本「あけぼの」を活用するほか、それぞれの段階に応じた同和教育をすべての学校で統一単元として実施します。

（５）人権啓発作品コンクールの実施

児童・生徒の人権意識の高揚を図る一環として、人権を題材にした標語やポスター等の人権啓発作品コンクールを行います。

【事業例】

- ・ 幼保小中養高人権同和教育研究委員会の運営
- ・ 新任転任教職員研修会の実施
- ・ 教職員現地研修（フィールドワーク）の実施
- ・ 小中学校人権教育公開授業の実施
- ・ 小中学校人権同和教育推進事業の実施（交付金の交付）
- ・ 小中学校人権啓発作品コンクールの実施

4 解放子ども会

〔現状と課題〕

「同和対策審議会答申」の精神に基づき、同和地区の子どもたちが、「差別を見抜き、差別を許さず、差別と闘う」力を身につけ、部落解放の次代の担い手として望ましい成長が図れるよう、解放子ども会が設置されました。

近年、少子化や社会環境の変化等に伴い、意識の多様化などが見られますが、部落差別が依然として解消されていない中では、引き続き、子どもたちが「差別を受けても負けることなく、解放に向けて力強く生きる」ための取り組みが必要です。

〔取り組みの方向〕

一人でも多くの同和地区出身の子どもたちが「解放子ども会」で学び、「差別を見抜き、差別を許さず、差別と闘う」力を身につけることができるよう、年間計画に基づき、保護者及び教職員と連携して取り組みます。

【事業例】

- ・解放子ども会の設置、指導
- ・解放子ども会OBとの交流
- ・他の解放子ども会との交流

5 企業における人権同和教育

〔現状と課題〕

企業は、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなどの人権侵害がない職場環境をつくるという責任があります。また、法令遵守や説明責任といった社会的責任も求められており、企業活動にも人権の視点は欠かせません。

しかしながら、法務省が発表した令和元年度における全国の「人権侵犯事件」の状況によれば、人権侵犯事件のうち労働権関係事案は1,836件で、全事件数の11.9%を占め、このうち、パワーハラスメントに関する事案の割合が70.1%でした。令和2年6月には改正「労働施策総合推進法（通称：パワハラ防止法）」が大企業を対象に施行されました。

また、女性の活躍をより一層進めるため、平成27年に「女性活躍推進法（女性の

職業生活における活躍の推進に関する法律)」が制定され、平成28年には、「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が施行されました。

事業主には、女性の活躍推進、障がい者に対する不当な差別的扱いの禁止と合理的配慮を行うことが新たに求められるようになりました。

日常生活において最も長い時間を過ごす職場は、その人の人間形成に大きく影響すると考えられることから、人権に関する重要な社会教育の場と言えます。

本市では、これまで小諸市企業内人権同和教育推進連絡協議会を組織し、企業における人権教育の促進を図ってきましたが、引き続き積極的な取り組みを行います。

〔取り組みの方向〕

（１）公正採用と就職差別の撤廃

公正採用と就職差別の撤廃に向けて、関係機関と連携し、企業への働きかけを行います。

（２）人権同和教育及び啓発

企業に対し、様々な機会を通じて人権同和教育の推進について働きかけを行います。

（３）小諸市企業内人権同和教育推進連絡協議会の運営

企業の小諸市企業内人権同和教育推進連絡協議会への加入を促進し、企業における人権同和教育の推進を図ります。

（４）女性活躍推進法や障害者差別解消法に関する取組み

商工会議所や関係機関と連携・協力しながら、情報提供や啓発を行います。

【事業例】

- ・小諸市企業内人権同和教育推進連絡協議会の運営
- ・企業向け講演会等の開催及び啓発資料による情報提供

第4章 人権センター（隣保館）における取り組み

〔現状と課題〕

本市では、昭和31年、社会福祉事業法（現：社会福祉法）に基づく隣保事業を行うため「隣保館」を設置し（平成24年廃止・解体）、昭和54年には、「第二隣保館」を設置しました。

平成18年、「第二隣保館」を、部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向けた取り組みの拠点「人権センター」として位置付け、人権同和教育や啓発、相談事業などを推進してきました。また、「人権センター」が、周辺地域を含めた住民交流の場として地域に密着したコミュニティセンターとして機能するよう、各種の事業に取り組んできました。

これらの結果、これまで「人権センター」を利用したことのなかった市民の利用も着実に増加しており、多様な市民相互の交流を通じ、同和問題をはじめとする様々な人権課題についての啓発の場となっています。なお、「人権センター」の年間利用者数は、令和元年度は延べ8,906人でした。

しかしながら、部落差別をはじめとする様々な人権侵害の事象は、依然としてなくなっていないばかりか、複雑化してきている状況にあるため、今後も、様々な機会をとらえながら、人権同和教育をはじめとする各種施策を推進していく必要があります。

〔取り組みの方向〕

（1）相談事業

福祉、職業、教育など生活上のあらゆる人権に関する相談に対応するため、人権擁護委員や関係機関等と連携・協力しながら、その充実を図ります。

（2）啓発・広報事業

人権尊重について正しく理解し、認識を深めるため、人権講演会、人権同和教育研修会、人権フェスティバル等を開催するとともに、広報紙の発行などを通じて、幅広い人権啓発・広報活動を推進します。

（3）文化・教養に関する事業

地域住民をはじめ、広く市民の交流を深めるとともに、地域に根ざした文化・教養事業を推進します。

（4）社会福祉に関する事業

社会福祉の推進と人権センターの役割を踏まえ、障がいのある人などとの交流会などを実施します。

(5) 人権関係啓発資料の掲出及び図書等の整備

あらゆる人権学習が実施できるセンターをめざして、人権関係資料の掲出や関係図書等の整備などを行います。

【事業例】

- ・ 会議室の貸出による学習・交流の場の提供
- ・ 人権や生活相談事業、関係機関との連携
- ・ 文化・教養事業（各種教室等）の開催
- ・ 人権フェスティバルの開催
- ・ 啓発チラシ「じんけんの風」、来館者等配布用啓発紙「ひだまり」の発行

第5章 計画の推進のために

1 すべての主体が一体となった取り組み

市民をはじめとするすべての主体が、人権を日常の問題として考え、学び、行動することを通じ、一体となってこの計画を推進します。

2 国、県等との連携

時代の変遷とともに複雑・多様化する人権問題に対応するため、国、県等の関係機関や運動団体などの情報を積極的に活用するとともに、連携・協力しながら、各種施策の推進を図ります。

3 計画の評価・実態把握等

計画に基づく施策を円滑に推進していくため、小諸市部落差別等撤廃人権擁護審議会に対し、定期的に計画の進捗状況及び評価等を報告し、市民に公表するとともに、意見を求めながら、施策の検討や取り組みの改善などを図ります。

また、差別は、差別する側からは気づきにくいものであることから、市民意識調査や実態調査、関係団体の聞き取りやアンケートなどにより、その把握に努めます。

小諸市部落差別等あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例

(平成7年小諸市条例第35号)

(目的)

第1条 この条例は、基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別等あらゆる差別を根本的かつ速やかになくすための必要な事項を定めることにより、人権意識の高揚を図り、もって市民一人ひとりの人権が尊重され、生きがい、働きがい、住みがいのある小諸市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、市民の自主性を尊重し、本市行政のすべての分野で市民の人権を守り、部落差別等あらゆる差別をしない、させない、許さない社会の形成促進に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 すべての市民は、お互いに基本的人権を尊重し、部落差別等あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(施策等の推進)

第4条 市は、人権思想の普及・啓発及び部落差別等あらゆる差別をなくす教育活動並びに市民福祉の増進等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(推進体制の充実)

第5条 市は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第6条 市は、部落差別等あらゆる差別をなくすための重要事項を調査審議するため、小諸市部落差別等撤廃人権擁護審議会を置く。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(小諸市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 小諸市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年小諸市条例第20号)の一部を次のように改正する。

部落解放都市宣言に関する決議

人間の平等と社会的身分による差別の解消を定める日本国憲法及び国際人権規約の理念にのっとり、人間の尊厳を否定する部落差別を根本的かつすみやかに解決することは、国、地方公共団体及びすべての国民の共同の責務である。

小諸市においても、国の同和対策審議会答申以来、同和行政を実施し多くの成果を上げてきた。しかし、今なお人権侵害事象は後を絶たない現状にあり、差別の解消に向けた教育、啓発活動と人権擁護活動の充実強化、生活環境の向上や産業・職業の安定さらに教育の向上等の事業を総合的に推進し、部落の完全解放を実現しなければならない。

我々は、21世紀に差別を残さない固い決意のもと、昭和60年9月議会の決議に基づく人権擁護の理念に立脚した「部落解放基本法」の早期制定と部落問題の正しい認識と理解、実践により明るい住みよい小諸市を築くためここに「部落解放都市宣言」を決議する。

平成5年3月17日

小 諸 市 議 会

日本国憲法（抜粋）

（昭和21年憲法）

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条 この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

(平成28年法律第109号)

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）

（平成25年法律第65号）

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第8条 事業者はその事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者はその事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（抜粋）

（平成28年法律第68号）

（基本理念）

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国は、本邦外出身者に対する差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の推進に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の整備）

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

小諸市部落差別等撤廃人権擁護審議会委員名簿

(任期 令和2年4月1日～令和4年3月31日)

職名	氏名	団体名等
会長	丸山恒子	佐久人権擁護委員協議会小諸部会
副会長	森山達彦	小諸市民生児童委員協議会理事
委員	土屋壮亮	小諸市PTA連合会長
委員	金秀玉	外国籍市民
委員	倉内さよ	小諸市女性団体連絡協議会長
委員	早川和仁	小諸市校長会（小諸東中学校長）
委員	井出秀一	小諸市企業内人権同和教育推進連絡協議会長 （浅間南麓こもろ医療センター人事課長）
委員	砥石信	部落解放同盟小諸市協議会長
委員	高橋牧人	全日本同和会長野県連合会小諸支部長
委員	牧野和人	小諸市高齢者クラブ連合会長
委員	舟田千鶴子	小諸市手をつなぐ育成会長
委員	大井千代子	小諸市身体障害者福祉協会理事
委員	青木一男	小諸市区長会副会長（四ツ谷区長）
委員	丸山展弘	佐久公共職業安定所（統括職業指導官）

(順不同、敬称略)

第6次 小諸市部落差別等あらゆる差別をなくす総合計画

計画策定 / 令和3年3月

発行 / 小諸市市民生活部人権政策課

〒384-8501

長野県小諸市相生町三丁目3番3号

TEL 0267-22-1700 (代表) FAX 0267-23-8857

メールアドレス seisaku@city.komoro.nagano.jp